

法令等に基づく法定点検等

須玖児童センター等の各設備の安全確保及び機能維持を図るため、各法令等に基づき、次の必要な保守点検等を行うものとする。

1 自家用電気工作物保安管理業務

電気事業法等に基づき、指定管理者は、電気主任技術者を専任し関係官公庁に届けるとともに、須玖児童センター等の自家用電気工作物（下記「対象工作物の概要」参照）の保安管理業務を行うこと。

業務は、隔月1回の月次点検、年1回の年次点検、必要な都度の臨時点検とする。

異常等が発生した場合は、直ちに原因を明らかにし復旧に努めることとし、その対処法について市と協議すること。

申請手続き等に係るすべての業務は指定管理者が行うものとする。

なお、自家用電気工作物保安管理業務の実施にあたっては、事前に須玖保育所の公私連携保育法人と協議を行うものとし、その業務に係る費用は、指定管理者と須玖保育所の公私連携保育法人で1/2ずつの負担とする。

対象工作物の概要

最大電力	需要設備	受電		非常用予備発電装置	
		電力	電圧	電力	電圧
308 kW	525 kVA	308 kW	6600V	19 kW	220V

2 空調設備保守点検業務

須玖児童センター等の空調が常に良好な運転状態を保つため、指定管理者は、下記「対象空調設備」について、年2回（6月と11月）以上の点検・清掃・整備業務、及びフロン排出抑制法に伴う3年に1回のフロンの漏えい点検業務を行うものとする。

なお、空調設備保守点検業務の実施にあたっては、事前に須玖保育所の公私連携保育法人と協議を行うものとし、その業務に係る費用は、下記「対象空調設備」に掲げる5、6系については指定管理者が、1、2、3、4、7系については須玖保育所の公私連携保育法人の負担とする。

対象空調設備

（日立製空冷式ヒートポンプエアコン（ビル用マルチ））

系	室外機	室内機
1	35.5 kW	天井カセット4方向 5.6 kW×3、4.5 kW×4、天井カセット1方向 3.6 kW×1
2	14.0 kW	天吊ダクト 11.2 kW×1、天井カセット1方向 3.6 kW×1

3	85.0 kW	天井カセット4方向 8.0 kW×8、5.6 kW×5
4	69.0 kW	天井カセット2方向 9.0 kW×3、5.6 kW×2、天井ビルトイン 7.1 kW×2、 天吊ダクト 7.1 kW×2
5	69.0 kW	天井カセット4方向 11.2 kW×6
6	95.0 kW	天井カセット4方向 9.0 kW×2、8.0 kW×9、天井カセット1方向 3.6 kW×1
7	85.0 kW	天井カセット4方向 7.1 kW×8、5.6 kW×4、天井カセット1方向 3.6 kW×1

3 消防設備点検業務

消防法等の規定に基づき、指定管理者は、須玖児童センター等の下記「対象消防用設備」について、年1回の機器点検及び年1回の機器・総合点検を行うこと。

また、点検結果を消防庁が定める様式にて作成し、担当所管及び春日・大野城・那珂川消防本部に提出すること。

なお、消防設備点検業務の実施にあたっては、事前に須玖保育所の公私連携法人と協議を行うものとし、その業務に係る費用は、指定管理者と須玖保育所の公私連携法人で1/2ずつの負担とする。

対象消防用設備

内容	詳細・数量
消火器	14本
屋内消火栓	加圧送水装置1台、ポンプ操作盤1面、消火栓5台、表示灯5台、 常用電源1式、呼水装置1式、配線点検1式
粉末消火設備	1式
自動火災報知機	受信機P型1級1台、差動式スポット型感知器60個、定温式スポット型感知器10個、煙式スポット型感知器19個、発信機中継器6個、常用電源1式、予備電源1式、配線点検1式、 消防機関へ通報する設備1式
非常放送設備	アンプ1台、スピーカー61台、自動火災報知機連動試験1式、 作動試験1個、常用電源1式、予備電源1式、配線点検1式
避難器具	救助袋2台、
誘導灯	誘導灯23台、常用電源1式、配線点検1式
非常電源	自家発電設備1式

4 エレベーター保守点検業務

エレベーター及びダムウェーターの正常かつ良好な運転機能を保つよう、指定管理者は、下記「対象エレベーター等」について、必要な点検等の業務を行うこと。

定期点検については、エレベーターについては月1回以上の設備点検及び保全業務（注油・調整・清掃等）を、ダムウェーターについては2か月に1回以上の設備

点検及び保全業務（注油・調整・清掃等）を行うこと。

エレベーターについては、24時間機器を遠隔監視するなど異常や不具合発生時に迅速に対応できる体制を取るとともに、異常時の通話機能に対応すること。

毎年1回、建築基準法に基づく検査を行い、検査結果の報告、報告済み所の掲示等の諸手続きを行うこと。

なお、エレベーター保守点検については、事前に須玖保育所の公私連携保育法人と協議を行うものとし、指定管理者において契約業者を選定、契約等を行うものとし、保守点検業務に係る費用は、須玖児童センターに設置されたエレベーターについては指定管理者が、須玖保育所に設置されたダムウェーターについては須玖保育所の公私連携保育法人が負担するものとする。

対象エレベーター等

施設名	内容	機種名	積載量	速度	停止階	台数
須玖児童センター	三菱交流乗用インバーター制御式エレベーター	VFGL-J 機械室レス型	750kg	60m/m in	2階	1台
須玖保育所	菱電インバーター制御式小荷物専用リフト	RL-200LD-45 フロアタイプ	200kg	45m/m in	2階	1台

5 水槽清掃及び水質検査業務

福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき、以下の業務を行うこと。

ア 清掃

水槽の清掃を年1回以上、定期に行うこと。

イ 点検

水槽の点検等、水の汚染防止に必要な措置を講ずること。

ウ 水質検査

給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状況により以上を認めた場合は、水質検査を実施すること。

エ 検査

管理の状況について、年1回以上、定期に厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けること。

この他、年1回以上、屋上散水栓及び2階冷水器の水質検査を行うこと。

なお、これらの費用は、指定管理者が負担するものとする。

受水槽の規格

容量	メーカー	構造	製造番号
有効水量表示 1.0 m ³ (実測 0.5 m ³)	川本 (岩谷産業)	FRP、角型一体型、単板、 1槽式、BN-1型	040205K